

令和4年5月18日

日本保育者養成教育学会の定款の改正について

会長 石川昭義

謹啓 平素より会員の皆様には当学会の運営にご理解とご協力を賜り心より御礼申し上げます。

先般、オンライン総会においてお諮りしました決議議案のうち、会員より、定款の変更の理由についての説明が求められるとのご指摘が2件ありました。ご指摘のとおりと真摯に受け止め、会長としてお詫びを申し上げますとともに、改めて以下に理由を添えますので、ご理解をいただきたいと思っております。

コロナ禍の中、やむを得ずオンライン総会という形をとらせていただきました。今回は、お諮りした議案につきましては、規程の通り、過半数の異議がなければ「決議議案は承認多数で可決とする」として対応させていただきたく存じます。

引き続き、会員の皆様のご協力をいただいで開かれた学会の運営に努めてまいる所存でありますので、今後ともお力添えを賜れば幸い存じます。

謹白

条文・項・号	変更内容	理由
第3条 (事業)	事業内容を7項目から5項目に削減	事業内容を細分せず、想定される事業については、新しい第5項(旧第7項)「その他当学会の目的を達成するために必要な事業」に集約して対応することにするため。
第5条 (主たる事務所の所在地)	事務所の住所表示の変更	事務委託先の(株)ガリレオの所在地が変更となったため。
第19条 (役員数)	「理事15名以内」を「理事15名程度」に変更	直接選挙の結果、同数で15位に並ぶ場合が想定されること、及び下段に示すように、会長指名による候補者が加わる際に対応できるようにするため。
第20条 (選任の方法) 第1項	「会長は指名により正会員の中から候補者を若干名加えることができる。」を追加	理事会メンバーの変更時に、運営の引継ぎが円滑に行えるよう、もしくは学会の活動を継続的に展開するなど、特別な事情で理事経験者又は正会員がメンバーに入ることが必要な状況が生じうることを想定して、会長の指名により対応できるようにしておくため。

第 20 条 (選任の方法) 第 1 項	条文に「直接選挙により」を追加	現行、候補者の選出が会員による直接選挙によって実施されていることを条文上明確に表現するため。
第 20 条 (選任の方法) 第 2 項	主語を「総会の決議は」に変更	第 1 項で、「総会の決議により選任するものとする」とあり、それを受けた適切な主語にするため。
第 26 条 (事業年度)	事業年度の表記が「毎年 1 月 1 日から翌年 12 月 31 日まで」となっていたところ、「翌年」を削除	事業年度は、当年の 12 月 31 日までであるため。
附則	会長名の変更 改定日及び適用日を修正・追加	会長の変更及び定款の改定に伴って変更されるため

以上